

平成16年10月25日

問い合わせ先
福祉保健局総務部企画課
03-5320-4019

東京都社会福祉審議会（第53回総会）の審議結果

1 開催日時

平成16年10月25日（月）午後1時30分から午後3時00分まで

2 場所

東京都庁第一本庁舎33階（南側）特別会議室S6

3 出席者

| | | |
|----|--------|------------------|
| 委員 | 三浦 文夫 | 武蔵野大学名誉教授 |
| 委員 | 高橋 紘土 | 立教大学コミュニティ福祉学部教授 |
| 委員 | 臼井 孝 | 東京都議会議員 |
| 委員 | 宇田川 貴子 | 公募委員 |
| 委員 | 大澤 義行 | 東京都民生児童委員連合会会長 |
| 委員 | 大本 圭野 | 東京経済大学経済学部教授 |
| 委員 | 大山 とも子 | 東京都議会議員 |
| 委員 | 小口 芳久 | 水町クリニック眼科部長 |
| 委員 | 唐澤 祥人 | 東京都医師会長 |
| 委員 | 手塚 和彰 | 千葉大学法経学部教授 |
| 委員 | 新村 保子 | 住友生命総合研究所常務取締役 |
| 委員 | 野村 歡 | 日本大学理工学部教授 |
| 委員 | 初鹿 明博 | 東京都議会議員 |
| 委員 | 藤井 一 | 東京都議会議員 |
| 委員 | 藤山 恵子 | 公募委員 |
| 委員 | 松原 忠義 | 東京都議会議員 |
| 委員 | 三宅 亨 | 東京都社会福祉協議会副会長 |
| 委員 | 山下 一平 | 公募委員 |
| 委員 | 渡辺 光子 | 東京商工会議所女性会常任理事 |

4 議事

(1) 開会

(2) 審議事項

・専門分科会の設置について

・東京都の社会福祉をめぐる状況について

(3) 閉会

5 議事録

東京都社会福祉審議会（第53回総会）

平成16年10月25日

開 会

午後1時32分

梶原企画課長 本日は、お忙しい中御出席をいただきまして、ありがとうございます。
私は、当審議会の事務局の書記を担当させていただいております福祉保健局企画課長の
梶原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、事務局より、委員の皆様の出席につきまして報告をさせていただきます。

本審議会の委員総数は、28名でございます。そのうち、本日、所用のために欠席の
報告をいただいております委員の方々は、大道委員、小林委員、寺田委員、中山委員、
平岡委員、前島委員、南委員、本澤委員、山加委員の9名でございます。したがいまし
て、本日出席予定の委員の方は19名となりますので、定足数に達することを報告させ
ていただきます。

続きまして、お手元に配付いたしました会議資料について簡単に御説明させていただきます。

資料1は、東京都社会福祉審議会意見具申、「利用者本位の福祉の実現に向けて～福
祉サービス市場とこれからの福祉～」でございます。これは第16期社会福祉審議会よ
り、今年7月に意見具申をいただいたものでございます。

続きまして、資料2は「東京の社会福祉 2004年度版」でございます。今年度の
東京都の福祉施策について、概要を掲載しております。

続きまして資料3、「2004社会福祉の手引」でございます。

本審議会の委員の委嘱状につきましては、別途送付させていただきますのでよろしく
お願いいたします。また、委嘱に伴う必要な書類について配付させていただいておりま
す。不明な点などございましたら、恐れ入りますが本会終了後に事務局までお問い合わせ
ください。

なお、本日は傍聴の方がいらっしゃいますので、お知らせをいたします。

当審議会の議事録は、東京都のホームページに掲載され、インターネットを通じて公
開されますので、申し添えます。

事務局からは以上でございます。それでは、開会させていただきます。

野口企画担当部長 それでは、ただいまから第53回東京都社会福祉審議会を開催いたします。本日は、委員改選後初めての審議会でございますので、後ほど委員長を互選いただくこととなりますが、それまでの間、私が進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。私は、本審議会の事務局を担当いたしております福祉保健局企画担当部長の野口でございます。

それでは初めに、本日は新たな審議会の発足でございますので、委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。お手元に委員名簿がございますが、その委員名簿に基づきまして、順次御紹介させていただきます。

まず、こちらのほうから、臼井孝委員でございます。

臼井委員 都議会自民党から出てまいりました、臼井です。よろしくお願いいたします。

野口企画担当部長 続きまして、宇田川貴子委員でございます。

宇田川委員 宇田川でございます。認証保育所を経営している立場から東京の福祉を見てまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

野口企画担当部長 大澤義行委員でございます。

大澤委員 東京都民生児童委員連合会会長の大澤といたします。よろしくお願いいたします。

野口企画担当部長 大本圭野委員でございます。

大本委員 東京経済大学の大本と申します。よろしくお願いいたします。

野口企画担当部長 大山とも子委員でございます。

大山委員 日本共産党の、都議会議員の大山とも子です。よろしくお願いいたします。

野口企画担当部長 小口芳久委員でございます。

小口委員 慶応大学を今年退職しまして、今は水町クリニックというところで眼科をやっています、小口といたします。よろしくお願いいたします。

野口企画担当部長 唐澤祥人委員でございます。

唐澤委員 東京都医師会の唐澤でございます。よろしくお願いいたします。

野口企画担当部長 高橋紘士委員でございます。

高橋委員 高橋でございます。よろしくお願いいたします。

野口企画担当部長 手塚和彰委員でございます。

手塚委員 手塚でございます。

野口企画担当部長 新村保子委員でございます。

新村委員 新村でございます。よろしくお願いいたします。

野口企画担当部長 野村歡委員でございます。

野村委員 野村でございます。

野口企画担当部長 藤井一委員でございます。

藤井委員 都議会公明党、藤井でございます。よろしくお願いいたします。

野口企画担当部長 藤山恵子委員でございます。

藤山委員 藤山です。よろしくお願いいたします。

野口企画担当部長 三浦文夫委員でございます。

三浦委員 三浦です。よろしくお願いいたします。

野口企画担当部長 三宅亨委員でございます。

三宅委員 三宅でございます。よろしくお願いいたします。

野口企画担当部長 山下一平委員でございます。

山下委員 公募委員の山下でございます。よろしくお願いいたします。

野口企画担当部長 渡辺光子委員でございます。

渡辺委員 渡辺です。よろしくお願いいたします。

野口企画担当部長 初鹿明博委員でございます。

以上で委員の御紹介を終わらせていただきます。

次に、行政側の出席者を御紹介させていただきます。

帆刈祥弘福祉保健局次長でございます。

帆刈福祉保健局次長 帆刈です。

野口企画担当部長 なお、事務局の幹事及び書記につきましては、お配りしております幹事・書記名簿をもちまして紹介にかえさせていただきます。

それでは、中身に入らせていただきます。

本日は、改選後初めての審議会でございますので、東京都社会福祉審議会規定第2条第1項に基づきまして、委員長を互選により選出することとなっております。いかがいたしましょうか。

三宅委員 三宅でございます。社会福祉審議会の委員長として、これまでも当審議会の運営に御尽力をいただきました三浦委員に、是非引き続きお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

野口企画担当部長 ただいま、三宅委員から、委員長に三浦委員をという御発言がござ

いましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

野口企画担当部長 ありがとうございます。御異議がないようでございますので、そのように決めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、本審議会の委員長は、三浦文夫委員にお願いいたしたいと思います。恐れ入りますが、三浦委員には委員長席にお移りいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

<三浦委員 移動・着席>

野口企画担当部長 それでは、早速でございますが、委員長にごあいさつをお願いいたします。

三浦委員長 三浦でございます。ただいま、委員長という大役をお任せいただき、大変光栄に存じております。実は前期も委員長役をさせていただきました。また後ほど、お話もあろうかと思っておりますけれども、特に前期には本審議会のほうから意見具申ということで、利用者本位の福祉のあり方について意見具申を行っておりますが、それだけではございませんで、今この福祉をめぐる状況というのは非常に大きく動いてきているかというふうに思っております。今までの基礎構造改革以降、さまざまな動きがございましたけれども、特に最近は介護保険等々の関係と、見直し等の問題もあります。それから、社会保障制度全体の再構築が国レベルの議論になっておりまして、この中において特に生活保護のあり方、それから社会福祉のあり方にもいろんな問題が出てくるのではないかという大変重要な時期でございます。東京都におきましても、これまでの利用者中心の福祉の構築ということにつきましてやってきましたこの路線をさらに発展させるということと、それから、内外の変化の中においてそれぞれの問題をどう進めるかという、大変重要な時期ではないかと思っております。

その中であっての審議会の委員長という大役でございまして、身の引き締まる思いがしないわけではございません。どうぞ、皆様方からの旧倍にまさる御叱声、御指導等を賜りまして、大過なく委員長の席が務められればと思っております。簡単でございますけれども、ごあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

野口企画担当部長 ありがとうございます。それでは、これからの議事進行は三浦委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

三浦委員長 承知いたしました。それでは、私がこれ以降の議事を進行させていただきます。

ます。

最初に、東京都社会福祉審議会規定第2条第3項によりまして、副委員長は委員長が指名することになっておりますので、私から副委員長を指名させていただきたいと思えます。副委員長には、この前の副委員長も務めていただきました、特に意見具申をまとめる中心的な役割を果たしていただきました高橋紘士委員をお願いしたいと思えます。いかがでございましょうか、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

三浦委員長 どうもありがとうございました。それでは、高橋委員に副委員長を引き受けていただくということに決定いたします。高橋委員、どうぞこちらの席にお移りいただきたいと思えます。

<高橋委員 移動・着席>

三浦委員長 早々ではございますけれども、ごあいさつをお願いします。

高橋副委員長 立教大学の高橋でございます。前期に引き続きまして大変な大役でございます。微力ではありますが、委員長のもとに、いかほどからも貢献したいと思っております。

今、三浦委員長からもごあいさつがございましたけれども、きょうはたまたま午前中国の社会保障審議会の障害者部会に出ておりまして、障害保健福祉のグランドデザインというのが出されました。私の見るところ、大変意欲的な提言、グランドデザインがなされておりますが、もちろん介護保険もそうでございますし、相変わらずというか、福祉というのは連続革命だという、連続的な改革のまさに最中でございます。ちょうど時あたかも東京都では健康局と福祉局が合体をいたしまして、新しい福祉保健局という組織ができたということで大変期待をしておりますのは、やはり、従来非常に置き去りにされておりました精神保健福祉の領域が今回、障害者福祉法という形で必要な部分については三障害、一体的にやるという国の方針が出されましたが、地域ではまだまだだと思っておりますので、そういうことも含めまして社会福祉審議会の役割、これからますます大きいというふうに思っておりますし、新しい福祉保健局の体制の中での役割も、従来に増して新たな視点からのアプローチというものが必要になっているかと思っております。

そんなことで、微力ではございますが少しでも東京都の福祉保健の進展に尽力できればと思っております。どうも失礼いたしました。

三浦委員長 どうもありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に、本日は帆刈福祉保健局次長がいらっしゃいますので、ごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

帆刈福祉保健局次長 福祉保健局次長の帆刈でございます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、東京都社会福祉審議会の委員をお引き受けいただきまして、心から感謝を申し上げます。また、三浦委員長、高橋副委員長におかれましては、今後の会の運営につきましてよろしくお願い申し上げます。本来ですと、石原知事からごあいさつを申し上げるべきところでございますけれども、あいにく他の公務で現在台湾に行っておりまして、私から一言申し述べさせていただきます。この東京都社会福祉審議会からは、これまでも社会の変化に対応しながら、福祉をめぐるさまざまな課題につきまして、時宜を得た適切な御意見をいただき、東京都の社会福祉の進むべき方向の指針とさせていただきます。今期の皆様方におかれましても、これから3年間にわたり東京の社会福祉の発展のために、特段のお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

東京都は現在、福祉改革に全力で取り組んでおります。そのポイントは2つございます。これは委員の皆様方には言うまでもないことでございますが、1つは利用者本位の徹底でございます。サービスを利用する人が、自分でサービスを選ぶという、本来当たり前のことが、これまで、福祉の世界ではほとんど実現されていませんでした。だれもが地域の中で必要なサービスを選択し、利用しながら、安心して自立した生活を送ることができる世界をつくる。これが福祉改革の第1の目的でございます。もう一つは、行政が新しい時代に即した責任を果たすことでございます。福祉改革は市場万能をうたったり、あるいは公の役割を否定したりするものではございません。むしろ逆でありまして、増大し多様化する都民の福祉ニーズにこたえるために、サービスの量の確保という観点から、サービス基盤を整備すること。それから、サービスの質の確保という観点からは、利用者支援の仕組づくりをすすめること。こうしたことに的確に対応していくことが、これからの行政の責任であり、また本来の意味での行政責任であるとも考えております。

そして、東京における新しい福祉は、企業やNPO等、サービスの提供主体が多様に、そして数多く存在するということ、経済力や情報の集積が著しいことなど、大都市の強みを生かすと同時に大都市であるがゆえに起因するさまざまな課題を克服しながら進めていく必要があると考えております。

この8月、副委員長の話にもありましたように、福祉局と健康局が組織統合され、新たに福祉保健局がスタートを切りました。本審議会からこの7月にいただいた意見具申の中でも、これまでの狭義の福祉施策だけではなく、疾病予防や介護予防の連携による中高年からの一貫した健康づくりの取組や、子供が健やかに生まれ、育成される環境の整備など、福祉・保健・医療施策の連携を強化していく旨の貴重な提言をいただいております。こうした御指摘も十分に生かしながら、21世紀の大都市東京にふさわしい福祉の実現に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。どうぞ、委員長をはじめ委員の皆様方、東京の新しい福祉の方向性について幅広い視点からの御審議をいただきますよう、心からお願いを申し上げたいと思います。

簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

三浦委員長 どうもありがとうございました。それでは、早速初めの議事に入りたいと思います。

専門分科会の設置でございますが、事務局のほうから御説明をいただきたいと思えます。よろしく願います。

梶原企画課長 それでは、専門分科会について御説明させていただきます。

東京都社会福祉審議会規定第3条第1項によりまして、審議会に、民生委員の適否を審査する民生委員審査分科会と身体障害者の障害程度の判定などを行う身体障害者福祉分科会を置くとされております。これらの分科会は社会福祉法第11条第1項の規定により、必置の専門分科会でございます。さらに、社会福祉法施行令第3条第1項の規定により、身体障害者福祉分科会に審査部会を置くこととなっております。各専門分科会および審査部会に属する委員につきましては、社会福祉法施行令及び東京都社会福祉審議会条例施行規則により、委員長が指名することになってございます。

以上でございます。

三浦委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまから御説明のありました分科会等につきまして、所属委員の御指名を申し上げたいと思います。ただいま、名簿をお配りしたいと思っておりますので、しばらくお待ちください。

<名簿配付>

三浦委員長 それでは、初めに民生委員審査分科会の所属委員でございます。大澤委員、

大本委員、小林委員、寺田委員、中山委員、初鹿委員、藤井委員、三宅委員、山加委員、渡辺委員。以上の方々をお願いをしたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

なお、民生委員審査分科会でございますが、国への審議結果の提出期間の関係から、ただいま御紹介しました分科会委員による民生委員審査分科会準備会を去る10月19日に開催し、実質的な審議を開始しておりますことを御了承いただきたいと思っております。

次に、身体障害者福祉分科会でございますが、小口委員をお願いしたいと思います。その他の委員の方につきましては、ただいまお手元にお配りしました名簿に記載されているとおりの臨時委員の方々をお願いしたいと思います。所属の皆様にはよろしく願いたいと思っております。なお、各分科会の会長および審査部会会長の選出につきましては、それぞれの分科会、審査部会で互選をしていただくことになっておりますので、よろしく願いたいと思っております。

引き続きまして、今後の進め方につきまして御審議をお願いしたいと思います。今期の審議会の進め方につきましては、事務局のほうでお考えがあれば御説明をいただければと思っております。よろしくをお願いします。

梶原企画課長 それでは、私から説明させていただきます。

今期の審議会は、本日平成16年10月25日から、平成19年10月24日までの3年間でございます。その中で答申、または意見具申を行うこととなります。先ほどの私どもの次長あいさつにもございましたように、都は現在、新しい時代に即した責任を果たすため、福祉改革に取り組んでございます。今後の東京における福祉のありようを御審議いただくに当たりましては、さまざまな社会状況を視野に入れますとともに、国の動向及び都における福祉改革の取組を踏まえて御審議を進めていただければと考えてございます。先ほどのあいさつにもありましたように、現在、社会保障制度全般に関してさまざまな検討が行われてございます。したがって、まずは現在の社会福祉をめぐる状況について意見交換を行いながら審議の方向について検討していくということではいかがかと思っております。こうした意見交換を踏まえまして、審議課題を決定した上で本格的な審議を行っていただき、今期の任期中に審議会としての御提言をおまとめいただければと考えてございます。

以上でございます。

三浦委員長 どうもありがとうございました。ただいま、事務局から説明をいただきましたとおり、まず現在の状況というものを認識しまして、それにつきまして意見交換を

行っていくと。その上で本格的な審議を始めまして、任期内に審議会といたしまして意見をまとめるといったことでございます。この方向でいかがでございましょうか。

特に御意見がないようでございますれば、そのようにさせていただきたいと思えます。

(「異議なし」との声あり)

三浦委員長 ありがとうございます。

本日はまず、第16期審議会の意見具申の概要、現在の都の取組について説明をお願いしたいと思います。その後、新しく委員となられた方々から一言ずつ御発言等をいただければと思っております。どうぞよろしく御協力お願いしたいと思います。

それでは、まず先般の意見具申の概要等につきまして、事務局から御説明をいただければと思えます。よろしく。

梶原企画課長 それでは、私のほうから御説明をさせていただきたいと思えます。まず、資料1を御覧いただきたいと思います。「利用者本位の福祉の実現に向けて～福祉サービス市場とこれからの福祉～」ということで、前期の東京都社会福祉審議会からの意見具申のまとめでございます。中身を開けていただきまして、目次のところ、全体で3章立てになってございます。

大きな流れといたしましては、現在の「福祉をとりまく状況の変化」を踏まえた上で、「これからの福祉における『福祉サービス市場』」が第2章でございます。第3章は具体的に「利用者本位の福祉の実現に向けて」ということで、これから取り組むべき東京都の役割、区市町村の役割も含めて、さまざまな地域における新しい福祉、あるいはその担い手たちについてまとめたものでございます。これから若干御説明をさせていただきます。

まず、3ページでございます。第1章「福祉をとりまく状況の変化」ということでございます。この意見具申の最初につきましては、介護保険制度、あるいは障害者福祉分野の支援費制度の導入を機にして、「措置」制度から「契約」制度へと移行してございます。多様な事業主体が福祉サービス分野に参入し、市場原理を活用した、いわば「福祉サービス市場」というべきものが急速に拡大をしている。また、介護保険サービス分野等々で見ますと、福祉サービス提供主体の多元化というものがあらわれている。あるいは、福祉サービスの「利用者」像の変化ということで、4ページでございますけれども、福祉サービスの利用者がこれまでの福祉施策の対象者という立場からみずからの責任において必要な福祉サービスを選択し、利用する消費者に変化しているという状況を

踏まえてございます。その上で、東京都の取組と国の動きをまとめてございます。

東京都におけるさまざまな福祉改革の取組、それからこれは先ほども出ましたけれども、それぞれの社会保障制度、年金、医療も含めて高齢者分野における介護保険制度、あるいは次世代育成支援、障害者の分野における障害者基本法の改正、あるいは地方自治制度の改正ということで、三位一体の改革も含めたさまざまな改革が行われている。

その上で6ページでございますけれども、「これからの福祉を考える視座」とまとめてございます。

（人口減少社会の到来）ということで、日本の総人口は平成18年にピークを迎えた後に、これまでに経験したことのない人口減少社会に突入する。今後、我々が向かい合うべき課題は、高齢者人口の増加という問題とともに、人口減少社会という人口構造の新たな局面であるというのが第1点であります。

それから（社会保障制度改革の必要性）ということで、この人口減少社会の到来、あるいは現在の厳しい財政状況等を踏まえると、現行の社会保障制度全体についても、国と地方のあり方、あるいは行政と民間のあり方を問い直す、現行の政府体系の抜本的な再構築の中で議論することが必要であろう。その上でこれからの社会保障制度改革というのは、給付と負担のあり方、あるいは制度の総合化というのが大きな課題であるというのが「これからの福祉を考える視座」の2点目でございます。

3点目は8ページでございますけれども、（東京の特性を踏まえた福祉）というのを考えることが必要であろうと。東京には、大都市ゆえのさまざまなサービス利用者の特性、あるいはサービス提供主体の特性がございます。その上で、9ページからでございますけれども、福祉ニーズの特性、それから福祉サービスの基盤整備にあたっての課題、3つ目が多様な福祉サービス提供主体の存在というのをまとめた上で、こうした東京の特性を踏まえた福祉を考える必要があるだろうと。

4点目が、「利用者本位の福祉の実現」ということであります。ここでは「これからの福祉を考える視座」を以上の4点にまとめたところでございます。

その上で第2章は、「福祉サービス市場」でございます。

福祉サービス市場は、先ほども申しましたように介護保険サービスを機にして、さまざまな提供主体が提供しているサービス、それから利用者が選択をする。しかしこの市場というのは完全な自由市場ではなくて、サービスの価格が公定価格であり、あるいは利用限度額が設けられているいわば疑似市場ともいうべきものでございます。また、こ

こうした福祉サービス市場というのは万能なものではありません。この市場というのは利用者の特性、あるいは提供される福祉サービスの内容、特性などから一般の財、サービスが流通する市場とは異なっているという面がございます。その意味で、情報の提供、あるいはサービス評価、契約支援など、利用者支援や利用者保護の仕組みづくりが必要となっているということがございます。こうした福祉サービスの市場というものをまず特性ということで12ページから13ページにかけて市場の特性を踏まえた上でこの市場を第1点目として活性化させていく方向、その中では(多様な事業者が市場へ参加できること)、あるいは(「競い合い」を促進すること)、(不適正な事業者を市場から排除すること)、16ページまでこの大きな3つの柱で、市場を活性化するため、あるいは健全な市場を維持するための方策を書いてございます。17ページからは、先ほど申しましたようにこの福祉サービス市場における「利用者支援、利用者保護のしくみづくり」の必要性を書いてございます。(選択のための情報を十分に提供すること)、(契約支援のしくみづくりを進めること)、(市場内ルールを確立すること)。もう1点は20ページでございますけれども、(苦情対応や権利擁護のしくみを整備すること)。こうした4つの点で福祉サービス市場のある面で市場原理を補完するといえますか、疑似市場の中で利用者支援、利用者保護の仕組みづくりが必要だということを指摘してございます。

第3章は、「利用者本位の福祉の実現に向けて」ということで、「地域における新しい福祉」についてまとめてございます。これは(これまでの福祉)、(行政の役割の変化)を踏まえた上で、これからの福祉ということで、22ページ、23ページでございますけれども、(地域のニーズ把握と多様な主体との協働)というのがまず1つ必要だと。それから、(地域の特性を踏まえた施策づくり)というのが必要というふうにまとめてございます。これが24ページでございますけれども、こうした「視点」と「姿勢」を「福祉ガバナンス(governance)」とも言うべきものとして、行政はこうした「視点」と「姿勢」をもって、

- ・地域におけるサービスの現状やニーズ・情報を把握し、
- ・地域の特性・実情に応じた政策を企画立案し、
- ・地域の中にサービスを行き届かせるなど、

地域の福祉サービス全体を視野に入れた福祉政策を展開しなければならない。という形でございます。

第2節は「施策づくりの新たな担い手たち」ということで、1つは(サービスの利用者とサービス提供者)(地域における活動の中核を担う専門家たち)(地域の社会資源を活用したネットワーク)(地域に根ざした地方公務員)という形でまとめてございます。こうした政策形成の担い手の参加と協働というものが、地域における福祉政策を推進していくためには必要だということでございます。

それから、「地域における福祉をつくりあげる視点」というのが次に書いてございます。26ページ、27ページでございますけれども、第1点はこれまでの(「対象者別の福祉」の見直し)ということでございます。第2点は(「福祉サービスの利用圏」という視点)でございます。3番目は、住民の生活全般を総合的・包括的に捉えた施策展開の視点。4番目が、(分権の時代に相応しい政策)づくりという形で、4点にまとめてございます。

その上で、「区市町村の役割」ということで具体的な取組事例を御紹介しながら、28ページから書いてございます。28ページ、29ページが(サービス基盤の整備)、30ページ、31ページが(利用者に対する支援)、32、33ページが、(事業者に対する指導)という点でございます。

第5節は、「東京都の役割」ということで、大きく4点。(区市町村に対する支援)(利用者支援のしくみづくり)(事業者の指導・検査)(国への提案要求)という形でまとめていただきました。

前期の「～福祉サービス市場とこれからの福祉～」という意見具申につきましては、以上でございます。

次に、資料2「東京の社会福祉」を御覧いただきたいと思います。こちらは、私ども東京都が2004年、今年取り組んでいる施策の概要版ということで、目次を開けていただきますと、「東京から発信する新しい福祉」ということと、具体的な「東京都の福祉施策」というのをまとめてございます。

概要を御説明いたします。1ページ、2ページを御覧いただきたいと思います。先ほど意見具申でも若干触れさせていただきましたけれども、「東京から発信する新しい福祉」ということで、東京都は平成12年12月に「福祉改革推進プラン」、平成14年2月に「T O K Y O福祉改革S T E P 2」という形で、福祉改革の基本的な考え方をまとめ、3つのキーワード「選択」「競い合い」「地域」という形で利用者本位の福祉の実現に向けて取り組んできてございます。1ページに書いてございますけれども、福祉改

革の目指すものは、都民が高齢や障害などでケアを必要とする状況となっても、地域の中で、いろいろなサービスを利用しながら、自立して生活できるごく当たり前の世界をつくることです。そのためには、誰もが安心してサービスを選択・利用できる環境を整えていくこと、また、多様な供給主体がそれぞれの特徴を生かして競い合いながら、サービスの質を高めていくことが必要です。こういう認識のもとに、福祉改革を進めてまいります。

その上で、1つは「大都市特性を生かした取組」でございます。東京には、ひとり暮らし高齢者、あるいは核家族がもたらした多様な福祉ニーズ、あるいは高い地価など、大都市特有の課題がある一方、民間企業、NPO、ボランティアなど多様なサービスの担い手、こういう強みがあるということでございます。このような特性を生かして、大都市東京にふさわしい福祉の取組を進めていくということでございます。

それから、「国の画一的な規制に対して」でございますけれども、民間企業等の参入規制の問題、あるいは社会福祉法人等との間に合理性に乏しい格差がある等々、実質的な競争を確保する条件整備が不十分ということでございます。その上で、都は独自にこうした民間企業、NPO等への整備補助を行うなどして、多様な供給主体の参入を促しているということでございます。2ページに、今申し上げました「これまでの福祉」、それから3つのキーワード、福祉改革推進プラン、STEP2の概要を書いてまいります。

3ページ、4ページを御覧いただきたいと思えます。3ページには「福祉改革の主な取組」ということで、1点目が、「身近な『地域』で福祉サービスを利用し、いきいきと暮らせる社会を築く」ということで、「認証保育所を拡充」、「家庭的養護への取組」、「児童虐待の防止」、「グループホーム整備促進」ということで、それぞれの施策をうってまいります。それぞれにつきましては、そこに書いてございます該当のページを後ほど御覧いただければと思えます。

また、「利用者が自ら必要なサービスを安心して『選択』できるしくみを築く」として、「福祉サービス第三者評価システムの構築」ということで進めてまいります。現在、国のほうでも社会援護局あるいは老健局のほうでさまざまな評価のしくみ、あるいは情報開示の標準化という形で介護保険サービスの情報開示が進んでまいります。私どもとしては、東京都独自に、国に先駆けて進めているところでございます。

次が、「サービスの提供のしくみの改革」ということで、「社会福祉法人の経営改革等

を支援」、「都立福祉施設改革」でございます。これは8ページに概要をまとめてございます。

その他、「自立を支えるまちづくり等」ということで、地域のバリアフリー化の促進、あるいは大都市に先鋭的にあらわれていますホームレスの自立支援等々について、さまざまな取組をしているということでございます。

「福祉改革 16年度の新展開」というのがございますけれども、それぞれ子ども家庭への支援、高齢者への支援、新しい福祉の基盤づくり、あるいは障害者（児）への支援、生活福祉分野等々、ポイントをまとめさせていただいているところでございます。

5ページから後につきましては、東京都の福祉予算から始まりまして、今申しましたそれぞれの基盤づくり、あるいは子ども、高齢者、障害者等々それぞれの分野ごとに具体的な施策について御説明をさせていただいております。後ほど御覧いただければと思います。なお、この冊子は平成16年4月に作成したものでございまして、旧福祉局事業を紹介したものでございます。よろしくお願いいたします。

三浦委員長 どうもありがとうございました。

それでは、どうぞ先般の意見具申、それから東京都における社会福祉の取組ということにつきましての御説明をいただいたわけでございますが、以上の説明に関しまして、何か御質問等がございましたら、出していただければと思いますが。いかがでございましょうか。

大山委員 質問はいいんですか。

三浦委員長 どうぞ、そのまま。

大山委員 また意見交換は……。いいんですか。

三浦委員長 また後ほど、そういう発言をお願いしたいと思っておりますけれども。

大山委員 質問は大丈夫ですか。

三浦委員長 よろしゅうございますか。

藤井委員 大山先生、遠慮しないでどうぞ。

大山委員 意見交換、また後で……。

三浦委員長 意見交換って、後ほど発言があれば、何かございましたら出してください、結構です。

大山委員 特に質問ということではないんですけども、幾つか問題意識とありますが、社会福祉審議会の委員になるに当たりまして、問題意識として持っていることをちょっ

とお話ししておいたほうがよいかと思っています。

1つは、今、新しい福祉を進めているんだということですがけれども総合計画のことなんです。東京都地域福祉推進計画というのが96年度から05年までの10年間、つまり来年度で終了する計画になっているんですね。97年の4月に改訂版を出されたときには、96年の1月にこの東京都社会福祉審議会に諮問されています。東京都における今後の地域福祉の総合的計画的推進についてというふうに諮問されていて、12月に中間の答申をして、その後区市町村などから意見聴取をして97年の4月に改訂版を出したという経過になっています。社会福祉法の108条には、都道府県地域福祉支援計画ということで、市町村への地域福祉の支援に関する計画を定めるとき、また、改訂するときには、公聴会の開催と、住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとなっているように、やはり来年度で総合的な計画がおしまいになるということでは、この社会福祉審議会としては総合的な計画について検討するというのは非常に重要なことかなと思っています。障害者だとか高齢者だとか次世代育成だとか、分野ごとの計画はもちろんあるわけですがけれども、総合的な部分 分野で括れないものも多いわけですので、総合的な計画は必要だと思っています。

2つ目なんですけれども、経済的支援のあり方について、やはりここでちょっと議論しておくというのが重要かなと思っています。この間、老人福祉手当が廃止されたり、高齢者の医療費助成の年齢が引き上げられていたり、シルバーパスの全面有料化があったり、重度の障害者福祉手当や医療費助成の所得制限の変更。これらのことは、やはり必要があるからこそ、制度として東京都で先進的にやって定着させてきたり、東京都から制度をつくって全国に広がっていったりという経過があるわけですね。その経済的支援が大きく削減されたわけですが、先日の新聞の記事でも、無年金者の推計が80万人という記事もありました。この間の年金制度の改悪とか、税制改悪によって、控除の廃止だとか縮小などが行われようとしているわけですがけれども、そのためにやはり収入は変わらなくても、介護保険料が高くなる、それから国保料が高くなる、シルバーパスも、非課税だったら1000円ですけれども、同じ収入でも2万510円になっちゃうとかっていう事態が目前に迫っているわけですから、これらのことを考えますと、都民の暮らしと経済的給付の事業のあり方ということも、やはり本格的に社会福祉審議会としては議論しておく重要な課題ではないかと思っています。

最後といいますか、加えて住民参加型のサービスのあり方、もうちょっと述べたいん

ですけれども。介護者援助にしても給食にしても、住民参加型のサービスというのが、高齢者だけではなくて障害者に対してもサービスするし、出産後の方々へもサービスするというふうに、分野別ではない横断的なサービスをしているわけですね。東京都で、この間、住民参加型のサービスについては、直接事業として、補助金として行ってきましてけれども、区市町村に事業が移されて大変な状況になっているというか、補助金は削減されて、団体の存続さえも大変な状況になっているということがあります。区市の境の地域など、区域を越えてできるというのがやはり住民参加型のサービスのよいところですし、制度と制度の谷間を埋めるという点では非常に大きな役割を果たしているわけです。地域での障害者、高齢者の自立した生活を支援するためには、なくてはならない事業ですし、来年度は補助が一律250万円ということになっていますので、ますます厳しいわけですが、削減するどころかますます重要な事業になってくるんじゃないかと思っているんです。ですから、やはりこのことも社会福祉審議会としては重要な議論の課題かなと思っています。

三浦委員長 御意見と申しましょうか、頂戴しているわけでございますので、この点で何かお答えございましょうか。御意見として承っておくということによろしいでしょうか。

幾つか問題が出ましたので、今後、さらにいろんな現状認識等々の問題の中で、そういう問題もあるいは出てくるかもしれませんし、議題の中には若干、むしろ審議会より議会でやってほしいような議論もないわけではございませんし、そこら辺のところはまた改めて少し整理をしながら議論をしたほうがいいという点もないわけではございません。しかし、いずれにしろ現状という認識についてはいろいろあると思いますので、その辺のところでもまた出れば、いろいろ議論を深めていただければと思っております。

そのほか、いかがでございましょうか。それでは、藤井委員お願いします。

藤井委員 直接関係ないかと思いますが、土曜日に行われました新潟県の地震災害、大変な被害がありました。今、東京の社会福祉を見ておりましたら、被災者の支援ということで大変いろいろと関係局が支援策を計画しているわけですが、今日か昨日の新聞を見ましたら、早速福祉保健局が、いわゆる東京DMAT、お医者さんと看護婦さんを新潟県に派遣したと出ておりました。この迅速な対応を大変評価するわけですが、それ以外に福祉保健局あるいは関係局として、今回の新潟の地震災害に対しての支援をどのように考えてらっしゃるのかお聞かせいただきたいと考えております。

笠原生活福祉部長 今、災害援助物資等につきまして準備をしているところでございます。例えば、毛布であるとかカップ麺であるとか、アルファ米、お米ですね。そういったものを、私ども、各備蓄倉庫に用意してございますので、その一部をできるだけ早く被災地にお送りするという準備をしているところでございます。

三浦委員長 よろしいでしょうか。

帆刈福祉保健局次長 他の局の取組ですけれども、実際に、現場に物が届いた、人が届いたというのは、福祉保健局が真っ先でございまして、そのようなものがこれから例えば水道、下水、建設、このあたりの局はこれからの復興に向けての技術支援とか、そのために必要な人材の派遣ですとか、すなわち現地からの要望に応じる体制を今すべて準備完了したという段階でございます。

三浦委員長 社会福祉協議会もいろいろ取り組んでいるようですから、ちょっと御発言どうぞ。

三宅委員 東京都の社会福祉協議会でございます。私どもは東京ボランティア市民活動センターの運営を行っておりまして、関東ブロックの中で災害時の派遣協定というのがございます。新潟県の社協等からいろいろお話がございまして、早速本日、ボランティアセンターの職員2名が現地に入るようになっております。まだまだ都内からボランティアを派遣するということまでは至りませんが、というのは、まだまだ余震等もございまして、そういう意味では非常に2次災害のおそれも心配な面があるものですから、とりあえずボランティア、市民活動センターの2人がコーディネーターとしてまず調査に入り、現地としてどういう支援が必要なのか、それを大体今週の水曜ぐらいまで現地に行って、しっかりと現地の状況を調査して、その後、私どもとしての対応をしっかりと考えていきたいと考えております。なかなか、現地に入るのも、交通が非常にいろいろ寸断されておりまして、入るのも非常に難しいのですが、とりあえず本日、現地に向かっております。その調査の結果を踏まえまして、都内の各社協のボランティアセンター等々からコーディネーターを募集して、いろいろお手伝いをさせていただくと、こういう現在の段取りでございます。

三浦委員長 よろしいでしょうか。

藤井委員 はい、結構です。

三浦委員長 そのほか、いかがでしょうか。

それでは、特に先ほどの意見具申、それからその後の東京都の取組等の問題についま

しては以上にとどめておきまして、その問題等を含めましてももちろん結構でございますので、この後、新しく審議会の委員になられました方々からいろんな御所見等々もあ
りましょう、御発言をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、いきなりかもしれませんけれども、宇田川委員のほうから何かございませ
うか。

宇田川委員 宇田川と申します。今回の審議会に公募という形で応募しましたのは、今、
東京の福祉がどのようなことを考えて、今後どのようなことを推進していかなければい
けないか。私も認証保育所を経営しております。そういう立場から、少子化であるとか、
いろんな問題が叫ばれている今、私もそういうことの一端にでも関わって、一緒に考え、
勉強していけたらいいなと思って応募しました。今日は、意見を述べるというより皆さ
んの意見を聞かせていただきます。よろしくお願いいたします。

三浦委員長 ありがとうございます。

それから、もう既に御発言がございませけれども、大山委員、どうぞ。

大山委員 さっき……。

三浦委員長 いや、今度は個人的なことでも結構でございますが……。決意でも何でも。

大山委員 いや、決意なんて……。やはり、本当に横断的な議論ができるころだと思
うんです。ですから、もちろんどういふふうにやっていくのかという積極的、長期的な
計画というのは、本当だったら諮問するべきだって思うぐらいなんですけれども、諮問
されなかったということではやはり積極的に意見具申を出していくということが重要だ
と思っていますので、是非活発な社会福祉審議会になるように、私も積極的に参加した
いと思いますので、是非よろしくお願いいたします。

三浦委員長 それでは、藤山委員。どうぞよろしく。

藤山委員 公募として応募させていただきました。今、資料の説明等をいただきまして、
非常によくできているなという感想を持ちましたが、私、3人の子供を育てておりまし
て、その中で、情報弱者というか、高齢者等、また、子育てしている者等のきめ細かな
支援をしていただきたいなと思います。町を歩いておりまして、こちらに「福祉のま
ちづくり」とかいろんな項目がありますが、ベビーカーを押しておりますと、段差自体
が非常につまずきになります。社会にはそういうつまずきがいっぱいあり、普通の人
にはわからない問題が、一般の福祉を受ける市民の立場として気がついたことを発言で
きればと思っております。ありがとうございます。

三浦委員長 それでは、松原委員にも御発言をお願いしたいと思います。

松原委員 大変遅くなりまして申しわけございません。議会のほうがございましたので、遅れましたことをおわび申し上げます。

私は3年ぶりにこちらの審議会に戻ってまいりまして、とにかく社会福祉、特にこの審議会というのは大変幅広いということが特徴だと思います。そういった意味で、議会とは違った形の中でこの審議会の内容充実のために頑張らせていただきたいと思います。御苦労様でございます。

三浦委員長 どうもありがとうございました。

それでは山下委員、お願いいたします。

山下委員 私、公募させていただきました理由は、都民の立場、一住民としての立場として 私、福祉用具の介護保険でのレンタル事業を運営しておりまして、渋谷区でも在宅福祉サービスの協議会の会長をやっておりまして、事務計画の委員会などで、三浦先生にもいろいろお世話になったりしておりました。そういった中で、事業者の立場ということも、介護保険サービス自身も始めてもう5年で、かなり皆さんに浸透してはいますけれども、なかなか利用される側の方に理解されていなくて、本来は利用者本位であるべきなんですけれども、そういったことがある程度理解できていれば、もっと利用者本位ということも理解できるのかなという部分があったりして、そういうコミュニケーションがある程度とれるような、いわゆる情報開示といいますか、情報をかなり提供していくということは大事だなと思っております。私どもの福祉用具なんかでも、福祉用具のレンタルという、販売とは違った形での非常に新しいサービスということで、そういった特性とかを理解されない部分がありますので、今度は国も東京都もいろいろ、第三者評価あるいは福祉サービスの情報開示の標準化とか、いろんな形でサービスの中身が利用者の方にわかるようになってくるので、そういった中で正しい評価をしていただけるような、そういうシステムが少しでも多く、早くできるといいなと思っております。また、東京都の他のサービスも含めて、私が出席して勉強できることがありましたらということで参加させていただいております。よろしくお願いいたします。

三浦委員長 どうもありがとうございました。5人の新しく委員になられた方々の御発言をいただいたわけでございますけれども、何か、新しくはないけれども、この機会にということがほかにございますれば、何かございましょうか。

そう言いますとなかなか発言しにくいと思いますので、またこれから、先ほどの状況

認識その他の議論する中でいろいろ御発言いただかなければならないだろうと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、本日予定しておりました議事はすべて終了しておるわけでございます。まだ時間は若干ありますけれども、最後の時間まで守る必要ないだろうと思いますので、本日の審議会はこれで終了させていただければと思います。

大山委員 日程的なことだけ。どういう段取りで、審議の内容をやるとか……。

三浦委員長 具体的な話が出るかどうかわかりませんが、次回の日程について事務局のほうからお考えをと思っておりました。どうぞ事務局から次回以降の日程につきまして、よろしくお願ひします。

梶原企画課長 次回につきましては、私ども、委員長、副委員長と御相談のうえ、改めてお知らせしたいと考えていたところでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

三浦委員長 今いただいた意と違うかもしれませんが……。

大山委員 ですから、どういう審議内容を大体何回ぐらいかけてみんなで決めて、それでそのあとどうするのかというのが。大まかなことだけでいいんですけども。

三浦委員長 よろしゅうございますか。私が先ほど申し上げましたように、現在、社会福祉、社会保障をめぐる国の動きというのがほんとうに慌ただしいもので、高橋副委員長の言葉を使うならば、改革に次ぐ改革というのですね、そういう状況が出ているんじゃないかなと思っております。東京都も、その中で次々と新しいいろんな課題に取り組んでいこうという意味では、まず最初に、議題ということよりも状況につきまして少しお互いが認識をできるだけ、一致できるかどうかはできませんが、ある程度状況認識を明らかにさせてもらおうと。その中で一体どうするかということについては、次の段階で決まってくるだろうと思っておりますものですから、そんなことを念頭に置きながら、3年間のことでございますから、進めていければどうかなと思っております。そんなわけで、また細部につきましては副委員長との相談の上、事務局を交えまして日程等については御提案させていただければと思っております。

よろしゅうございませうか。それでは、そういったことで、次回につきましては今申し上げましたように副委員長と相談の上で、事務局と日程を調整したいと思っておりますので、どうぞよろしく御協力をお願いしたいと思っております。

それでは、本日はこれもちまして終了とさせていただきたいと思ひます。いろいろ

御協力ありがとうございました。

閉 会

午後 2 時 3 5 分